

狛江市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

1 件名

狛江市地域公共交通計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、狛江市内の公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の洗い出しを行い、今後の地域公共交通の目指す姿を設定したうえで、施策・KPIを設定し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」）」に基づく「地域公共交通計画」の策定の支援を行うことを目的とする。

3 計画の概要

(1) 計画期間

令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの約5年間の計画期間とすること。

(2) 計画の位置づけ

活性化再生法に基づき、狛江市における地域公共交通のマスタープランとして計画を策定すること。

国の活性化再生法に関する基本方針、関連する指針及び東京都の地域公共交通の基本方針と整合を図るとともに、狛江市の基本構想、基本計画及び都市計画マスタープラン・立地適正化計画等の上位・関連計画と整合を図りながら、地域に根ざした交通施策を推進すること（業務において理解すべき法令等の詳細は「13 その他（2）」の記述を参照）。

(3) 対象交通サービス

検討対象とすべき交通サービスは以下の例により、既存交通に加え、新たな交通も幅広く検討すること。

例：鉄道（小田急線）、路線バス、こまバス（コミュニティバス）、タクシー、デマンド交通、公共ライドシェア、日本版ライドシェア、シェアサイクル・カーシェア等のシェアモビリティ、歩行領域モビリティ

4 業務内容

【令和8年度の業務内容】

4.1 計画の準備

(1) 業務計画書の作成

本業務の目的・趣旨を十分考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するため、契約締結日の翌日から起算して5日以内に委託者と打ち合わせを行い、その後5日以内に本業務全体の工程・フロー、各業務の実施方針・方法・体制等について、業務計画書を作成し、委託者に説明・協

議を行うこと。

4.2 現状診断

(1) 地域交通に関する現況把握

①既存の地域交通、活用可能な輸送資源及び交通利用の現況把握・整理

市内の地域交通（鉄道、タクシー、バス）及びその他輸送資源（送迎バス、福祉輸送等）の現状（運行ルート、利用者数、利用特性、運行形態、財政負担額等）を把握・分析すること。

②各種データを活用した移動実態や地域交通の現状把握

移動実態と交通実態の把握を行うこと。

移動実態の現状把握については以下の通り。

- ・移動の出発地・目的地の分布状況の把握
- ・移動目的、人口動態（総人口、地区別、年齢別、将来人口等）
- ・主要施設（公共施設、商業施設、医療・介護施設等）の配置状況及び利用状況
- ・通勤・通学の流出入

交通実態の現状把握については以下の通り。

- ・上位・関連計画で定めた拠点・軸との整合
- ・交通サービスの需要と供給ギャップ並びに現在の交通サービスでは顕在化していない需要等の地域交通の現状把握
- ・各種モビリティデータを収集・整理

③データの整理

整理にあたっては、その支援及びGISを活用したデータの重ね合わせによる可視化、分析方法の検討を行うこと。収集・整理するデータについては、e-Stat 統計地理情報システム、国土数値情報、GTFS等のオープンデータ、パーソントリップ調査の結果等の動的データ、国勢調査等の統計データ、携帯電話ビッグデータ、地方公共団体の保有する都市・交通に関連するデータ、委託者が、別途指定する委託業務のデータを活用することを想定する。また、検討過程において地方公共団体が交通事業者等に提供を依頼し、データを受領する場合も想定して、これらのデータも活用すること。

④データの提供

委託者が、別途指定する委託業務の事業者へ、取得したデータ等を必要に応じて情報提供し、双方の業務が円滑に進むようにすること。

(2) 地域交通に関するニーズ調査

①市民アンケート調査

市民が移動を必要とする理由（市民の生活ニーズ）、地域交通の利用状況、日常的な交通移動手段、移動目的、頻度等を属性別に把握し、潜在的な需要層やそのニーズ等を探る目的で行う。課題整理・分析や将来の地域交通のあり方を検討する際の基礎資料として活用するため、

市民アンケート調査を行うこと。

調査対象は、2,000票以上とすること。なお、狛江市における地理的条件や交通事業、市民の年齢層などを踏まえて、地域、年齢等の属性に偏りが生じないように、郵送なども含め、必要な方法で実施すること。

アンケートの実施方法及び内容については、調査企画書を作成し、市に説明し、協議が整ってから行うこと。

②地域交通の利用者アンケート調査・OD調査

上記の市民アンケート調査に加えて、路線バス・コミュニティバス（こまバス）の利用者を対象としたアンケート調査を実施すること。調査企画書を作成し、市に説明のうえ、協議が整ってから行うこと。また、コミュニティバスについては、OD調査を実施すること。

利用者調査配布数（狛江駅、喜多見駅、和泉多摩川駅バス停での配布）

- ・路線バス 1,500票
- ・コミュニティバス（こまバス） 300票

③ワークショップ

2地域・各1回ワークショップを開催し、地域の交通課題について市民意見を把握する。日時、地域分け、企画・運営方法等の必要な事項は、受注者と発注者の協議のうえで決定すること。参加人数は各回最大20人・3グループを想定する。

④交通事業者、関係団体意向把握

交通事業者や関係団体に対し、地域交通の利用特性や運行上の課題その他地域交通の課題等を把握するため、意向把握を行う。意向把握の実施方法及び内容については、必要に応じてヒアリングを行うこと。

(3) 課題の洗い出し

地域交通施策に関する国の動向、上記4.2(1)・(2)の結果の分析・考察を行い、現状把握の結果を踏まえて、地域交通の課題を洗い出し、対策の方向性を検討すること。

地域交通の課題の洗い出しにあたっては、「公共交通軸と拠点の充実・保証」「地域における移動の確保」「持続可能性・実現可能性の確保」等、以下を例として検討し、地域交通の課題を取りまとめ、優先順位の高い課題の検討を行うこと（バス路線の再編等を含む）。

地域交通の課題の洗い出しの観点	
公共交通軸と拠点の充実・保証	<p>拠点間における移動サービスが確保されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿線の移動需要に見合った利用がなされているか（利用対象者と交通資源（財源、輸送力等）の最適配分） ・近隣区市の交通政策や、公共交通事業者の動向などを確認し、近隣区市を含めた広域での交通ネットワークの最適化
地域における移動の確保	<p>地域毎の最適な移動手段が確保されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通空白」の有無や分布状況 ・市民の生活実態のニーズ ・スマートフォンなどの機器操作、扱い方の慣れ、障がいなどの程度に関わらず、誰でも利用しやすいような配慮
持続可能性・実現可能性の確保	<p>地域にとって持続可能なサービス・体制が構築されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要となる費用が継続的に捻出できているか（シルバーパスなどの社会制度上の課題を含む） ・持続可能な体制構築ができていないか（交通ネットワークのあり方や必要な再編を含む） ・地域公共交通の現状の周知（最適なサービスを検討することの理解を求め、利用促進や事業のイメージアップによる担い手の確保等を等を含む） ・区市をまたぐ路線バスの維持や新たな交通の共同導入などの手法の実現可能性はあるか

4.3 地域交通が目指す姿の設定

現状診断の結果及び以下の観点を踏まえ、長期的な視点で、狛江市における地域交通の役割・位置付けを整理し、地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）をとりまとめること。

とりまとめにあたっては、公共交通軸と拠点が明示された地域交通ネットワーク（交通体系図等）を作成すること。

- ① 「公共交通軸と拠点の充実・保証」、「地域における移動の確保」、「持続可能性・実現可能性の確保」の観点
- ② 上位・関連計画で設定する拠点や人口、都市機能、生活サービス施設の集積等を踏まえた、中心拠点、地域拠点（居住地、商業地等）等の観点。

③狛江市の地域交通の現状と需要に応じた、次表のような階層的な交通軸の観点。

幹の交通	・鉄道、主要なバス路線などを想定し、主に公共交通軸と拠点の充実・保証の観点
枝の交通	・幹の交通以外の路線バスなどを想定し、公共交通軸と拠点の充実・保証と地域における移動の確保の双方の観点
葉の交通	・コミュニティバス、タクシーなどを想定し、主に地域における移動の確保の観点

④スマートフォン、キャッシュレス化の幅広い世代への浸透、消費行動の変化による、移動需要の変化等の観点。

⑤交通結節点（駅や複数路線が停車するバス停等）、モビリティハブ（多様な交通手段を結びつける拠点）の観点。

⑥国、都、近隣・先進自治体の地域交通施策の動向等に関する観点。

⑦委託者が別途指定する委託業務の、施策としての必要性及び有効性の観点。

4.4 地域公共交通計画素案の作成

上記の調査等のほか、これまでの狛江市地域公共交通会議（以下「交通会議」）での議論も踏まえ、交通サービスの全体像や目標とする具体的なサービス水準、その実現に必要な施策と KPI を設定し、狛江市地域公共交通計画の計画素案を作成すること。作成にあたっては、交通施策を構成する各事業の実施主体や、KPI の考え方についても整理すること。国土交通省が推進する地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」等の考え方に基づく構成・内容とし、将来の市民生活などのイメージを分かりやすく、読みやすく、伝わる計画とし、必要な施策を逆算するバックキャストの考え方も活用すること。

4.5 その他

(1) 交通会議等の運営支援

交通会議又は分科会の会議開催に際して必要な資料作成、会長・委員への事前説明、当日の質疑対応、議事録作成等、会議の開催・運営に係る一連の業務支援等を行う（会議の開催は合計で年間3回程度を想定）。

※会議資料の印刷は必ずしも求めない

(2) 打ち合わせ協議、技術的助言、支援

①初回、中間、成果納品時の3回に加え、随時必要に応じて打ち合わせ協議を行うとともに、打合せに必要な資料、協議記録を作成する。また、地域公共交通計画策定に向け必要な技術的助言等を行うこと。

②本業務の履行期間中は、専門的知見に基づき、必要な調査・情報収集を随時行い、市に対して助言・情報提供を行うこと。

- ③自治体や事業者等の関係機関との協議に関する資料や議事録作成等を行うこと。
- ④補助金交付申請、実績報告等の手続きに必要な関係資料の作成を行うこと。

(3) 成果品取りまとめ

調査結果及びその分析・考察の一連の業務成果について、業務報告書を作成すること。なお、当該報告書については、要点をまとめた概要版も作成すること。業務報告書の作成は、検討経緯も含めて明確にし、作成するものとする。

- ・業務報告書 1部
- ・電子記録媒体 (DVD-ROM 等)

【令和9年度の業務内容】

4.6 施策の精査

(1) 課題解決に資する施策の精査

- ①上述で定める地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）を実現するため、現状診断から洗い出された地域交通の課題を類型化し、それに対応する対策類型を整理すること。
- ②「公共交通軸と拠点の充実・保証」、「地域における移動の確保」、「持続可能性・実現可能性の確保」の観点から、利用者や事業者等の施策に関わる関係者の目線で課題を整理すること。また、課題に対応する対策を精査すること。
※課題の整理の例は、地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書を参照すること。
- ③新たなモビリティサービス（自動化技術・遠隔化技術、AI オンデマンド交通、MaaS、自動運転バスの社会実装、シェアモビリティ等）の可能性、必要性及び有効性を検討・整理すること。
- ④環境負荷の少ない地域交通を実現するため、車両更新時などに環境対応車導入の可能性を検討・整理を行う。また、鉄道駅等の地域交通が発着する施設における充電設備など、必要なエネルギーの観点においても整理を行うこと。
- ⑤検討結果を踏まえ、施策の実現性や既存事業の進捗状況、予算制約、関係者の目線等を考慮して実施施策を設定する。施策の設定にあたっては、施策事例を参考にした提案を含め、施策の具現化に向けた必要な関係者やスケジュールの精査を行うこと。
- ⑥施策は計画期間によらず継続することもあるため、「短期（令和9～11年度頃）」「中期（令和12～15年度頃）」「長期（令和16年度以降）」「継続」と見通しを示すこと。

(2) KPI・目標値の整理・設定

①KPI・目標値の整理

「公共交通軸と拠点の充実・保証」「地域における移動の確保」「持続可能性・実現可能性の確保」の観点から KPI となる指標を精査すること。

KPI の設定にあたっては、今後のデータの取得等の継続的なモニタリング（評価・検証）が、

継続的費用負担なく可能となる点に留意し、合わせて、施策の期間（短期、中期、長期、継続）別に、施策の実施結果についての数値目標、施策による効果についての数値目標を検討すること。

また、設定した KPI については最新のデータで現況値及び目標値の試算を行うこと。

②目標値の設定

検討結果を踏まえ、目的に照らし合わせ適切な KPI を精査すること。

4.7 計画とりまとめ

(1) 地域公共交通計画案の作成

これまでの検討結果等を踏まえ、地域公共交通計画案を作成すること。国土交通省が推進する地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」等の考え方に基づく構成・内容とし、将来の市民生活などのイメージを分かりやすく、読みやすく、伝わる計画とし、必要な施策を逆算するバックキャストの考え方も活用すること。

(2) パブリックコメントの実施支援

市民意見を収集するため、パブリックコメントを実施する。実施にあたり、パブリックコメントに必要な資料の作成及び意見等結果の整理を行うこと。

(3) 地域公共交通計画案への意見等結果の反映

パブリックコメントの結果を踏まえ、地域公共交通計画案への反映を行うこと。

4.8 モニタリング（評価・検証）方法の確立

計画策定後において、フォローアップとして、施策の実行、進捗確認等の評価・検証を行うため、地方自治体、交通事業者等が定期的・継続的に連携・共有・協議を行う場での、モニタリング（評価・検証）方法を確立すること（狛江市地域公共交通会議分科会の場で行うことを想定）。

4.9 その他

(1) 交通会議の運営支援

交通会議又はその下部組織の会議開催に際して必要な資料作成、会長・委員への事前説明、当日の質疑対応、議事録作成等、会議の開催・運営に係る一連の業務支援等を行うこと（会議の開催は合計で年間3回程度を想定）。

※会議資料の印刷は必ずしも求めない

(2) 打合せ協議、技術的助言、支援

①初回、中間、成果納品時の3回に加え、随時必要に応じて打ち合わせ協議を行うとともに、打合せに必要な資料、協議記録を作成する。また、地域公共交通計画策定に向け必要な技術的助言等を行うこと。

②本業務の履行期間中は、専門的知見に基づき、必要な調査・情報収集を随時行い、市に対し

て助言・情報提供を行うこと。

③自治体や事業者等の関係機関との協議に関する資料や議事録作成等を行うこと。

④補助金交付申請、実績報告等の手続きに必要な関係資料の作成を行うこと。

(3) 成果品とりまとめ

①調査結果及びその分析・考察の一連の業務成果について、業務報告書を作成すること。なお、当該報告書については、要点をまとめた概要版も作成すること。なお、業務報告書の作成は、計画書に記載されなかった検討過程等についても記載するものとし、計画書記載内容について、検討経緯も含めて明確にし、作成するものとする。

・業務報告書 1部

・電子記録媒体 (DVD-ROM 等)

②電子データについては、発注者が活用できるよう PDF ファイルだけではなく、オリジナルファイル (.docx、.xlsx、.pptx、.shp 等) とし、表やグラフ等は Excel データに別途取りまとめ、バックデータと合わせて納品すること。

5 資料の貸与

本業務の実施にあたり、委託者は受託者に作業に必要な、狛江市で作成又は保有している計画書等の資料を貸与するものとする。受託者は、貸与資料の紛失、汚損、破損等がないように十分注意して取り扱うこと。本業務の完了後は、速やかに委託者に返却しなければならない。貸与資料については、委託者の許可を得ずに複製してはならない。また、本業務以外での使用を禁止する。

6 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を始めとする関係法令等を遵守し、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」により個人情報を適正に管理すること。また、チェックリストを提出すること。

7 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。秘密保持について万全の管理を行うものとする。

8 成果品の帰属

業務の成果品の所有権、使用权は全て市に帰属するものとする。受託者は、本業務の成果品を委託者の了承を得ずに、利用してはならない。

9 契約不適合責任

本業務の完了後、過失又は疎漏に起因し品質基準を満たしていないことが判明した場合は関連す

る項目を再検査し、受託者の負担において不良箇所を修正、補足するものとする。

10 損害賠償等

受託者は、本業務の実施にあたり関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて受託者の責任において解決するものとし、委託者に発生事由及び処理結果を文書にて報告するものとする。

11 履行期限、納期及び納品場所

履行期限は、令和10年2月25日（金）までとする。

成果品の納期は、1年目は令和9年2月1日までとし、2年目は履行期日までとする。納品場所は、狛江市都市建設部道路交通課とする。

12 検査報告書

受託者は、業務完了後、必ず委託者の検査を受け、委託者が作成する検査報告書（完了）を受領すること。なお、支払いの請求は、検査報告書（完了）受領後に委託者に対して行うものとする。

13 環境確保条例の車両規制

本業務の履行に当たって自動車を使用し、又は利用させる際は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費の自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 その他

- (1) 委託者が別途指定する委託業務の状況を踏まえ、密に連携することで、全ての業務が最大限に発揮できるようにすること。
- (2) 業務遂行上疑義を生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか次に例示する法令、関連する例規、地域交通計画策定に関する資料、情報リソース及び狛江市の関係計画を十分に理解して業務を行うこと。
 - ①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
 - ②交通政策基本法（平成25年12月4日号外法律第92号）

- ③道路運送法（昭和26年6月1日号外法律第183号）
- ④鉄道事業法（昭和61年12月4日号外法律第92号）
- ⑤道路法（昭和27年6月10日号外法律第180号）
- ⑥道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）
- ⑦都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号）
- ⑧東京における地域公共交通の基本方針（令和4年3月）
- ⑨地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（令和7年5月改正）
- ⑩狛江市総合基本計画 第4次基本構想・後期基本計画（令和7年3月策定）
- ⑪狛江市都市計画マスタープラン（令和4年12月策定）
- ⑫狛江市立地適正化計画（令和4年12月策定）
- ⑬都市再生整備計画（狛江駅周辺地区）（令和5年3月策定）
- ⑭狛江市住宅マスタープラン（平成28年3月改定）
- ⑮狛江市まちづくり条例（令和4年10月改正）
- ⑯狛江市景観まちづくりビジョン（平成28年3月策定）
- ⑰個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑱地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」概要版（国土交通省）
- ⑲地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書（国土交通省）
- ⑳地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」データ活用の手引き（国土交通省）
- ㉑モビリティ・アップデート・ポータル（国土交通省）
参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp>)
- ㉒地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）
- ㉓国土交通省交通政策審議会での議論 等

(4) 業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

(5) 受注者は、この契約について委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託する場合は発注者の承諾を得ること。

<別紙>想定スケジュール

時 期	内 容
～令和8年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握、分析 ・市民・利用者アンケート準備 ・事業者ヒアリング
～令和8年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・利用者アンケート実施、分析 ・課題の洗い出し
～令和9年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ ・施策、KPI を設定のうえ計画素案作成
～令和9年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・施策、KPI の精査 ・目標値の設定 ・計画案作成
令和9年7～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント
令和9年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市地域公共交通計画策定
～令和10年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング（評価・検証）方法の確立